

## 米国資本進出に対する 西欧諸国の反応

昨秋、OECDの諮問機関であるBIAC総会でわが国の資本自由化問題が採り上げられ、そのすみやかな進展が要請されて以来、資本自由化はわが国経済が当面する最大の課題として各方面ではなばなく論議されている。とりわけ、米国資本に蚕食されつつある西欧産業界の実情は、資本自由化の脅威を物語る好個の実例としてにわかに脚光を浴びるに至っている。たしかに、従来外資に対して開放的な態度を持してきた諸国においても、漸次米国資本に対する警戒の色が強まりつつあることを考えれば、この点に関する欧州諸国の動向は十分注目値するといえよう。以下は米国資本の進出に対する西欧諸国の反応を概観したものである。

### 西欧諸国に対する米国資本 進出の背景

米国の対欧直接投資は60年代にはいって増勢が目立つようになり、64年以降は一段とそのテンポが速くなっている。次表に明らかとなり、65年末現在でその残高は139億ドルに達し、米国の対外直接投資残高の28%を占めるまでに増大した。ことに製造業の進出は著しく、欧州の製造業総生産高に占める米系企業の比率は、英国で10%、その他欧州で5%に上るといわれている。電子計算機、航空機、宇宙産業、原子力産業など高度の技術を要する最新産業はほぼ米国資本の独占下にあり、自動車についても英国では全生産高の50%、全欧州でも30%

%が米系企業の手によるものといわれている。

このように、米国資本は欧州において近年ますますその比重を高めているが、その要因としては、1950年代にみられた米欧間の企業収益率の格差に代わって、最近では次の諸点があげられる。

- (1) 欧州経済の回復、発展とEECの進展に伴い、欧州市場が拡大を続けていること(EECの域内関税は現在工業製品について基準時(1957年1月1日)の20%にまで引き下げられており、本年7月1日にはこれが15%となり、明年7月1日には全廃される)。
- (2) 米国の独占禁止法は、米国企業が株式取得により国内企業を支配することを制限しているため規模の利益を追求し、また経営の多角化を図ろうとする大企業は欧州など国外にその場を求めざるをえないこと(米国の大手1,000社のうち、海外に子会社を有する企業は5年前460社

米国の対外直接投資残高(注)(地域別)

(単位・百万ドル)

|          | 1957年  | 構成比<br>(%) | 1960年  | 構成比<br>(%) | 1963年  | 構成比<br>(%) | 1965年  | 構成比<br>(%) |
|----------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
| 総計       | 25,394 | 100.0      | 32,778 | 100.0      | 40,686 | 100.0      | 49,217 | 100.0      |
| カナダ      | 8,769  | 34.5       | 11,198 | 34.2       | 13,044 | 32.0       | 15,172 | 30.8       |
| ラテン・アメリカ | 8,052  | 31.7       | 9,271  | 28.3       | 9,891  | 24.3       | 10,808 | 22.0       |
| ヨーロッパ    | 4,151  | 16.3       | 6,681  | 20.4       | 10,340 | 25.4       | 13,894 | 28.2       |
| EEC      | 1,680  | 6.6        | 2,644  | 8.1        | 4,490  | 11.0       | 6,254  | 12.7       |
| 西ドイツ     | 581    | 2.3        | 1,006  | 3.1        | 1,780  | 4.4        | 2,417  | 4.9        |
| フランス     | 464    | 1.8        | 741    | 2.3        | 1,240  | 3.0        | 1,587  | 3.2        |
| イタリア     | 252    | 1.0        | 384    | 1.2        | 668    | 1.6        | 972    | 2.0        |
| ベルギー     | 192    | 0.6        | 231    | 0.7        | 356    | 0.9        | 585    | 1.2        |
| ルクセンブルグ  | 191    | 0.8        | 283    | 0.9        | 446    | 1.1        | 698    | 1.4        |
| オランダ     | 191    | 0.8        | 283    | 0.9        | 446    | 1.1        | 698    | 1.4        |
| その他ヨーロッパ | 2,471  | 9.7        | 4,037  | 12.3       | 5,850  | 14.4       | 7,639  | 15.5       |
| イギリス     | 1,974  | 7.8        | 3,231  | 9.9        | 4,172  | 10.0       | 5,119  | 10.4       |
| スイス      | 69     | 0.3        | 254    | 0.8        | 672    | 1.7        | 1,116  | 2.3        |
| アフリカ     | 664    | 2.6        | 925    | 2.8        | 1,426  | 3.5        | 1,904  | 3.9        |
| アジア      | 2,019  | 8.0        | 2,291  | 7.0        | 2,793  | 6.9        | 3,611  | 7.3        |
| 日本       |        |            |        |            | 472    | 1.2        | 676    | 1.4        |
| 大洋州      | 698    | 2.8        | 994    | 3.0        | 1,460  | 3.6        | 1,811  | 3.7        |
| 国際機関     | 1,041  | 4.1        | 1,418  | 4.3        | 1,733  | 4.3        | 2,017  | 4.1        |

(注) ネット資本流出および海外子会社の未分配収益。

資料：米商務省 Survey of Current Business 1966年9月号。

であったが、最近では700社を越しているといわれる)。

- (3) 欧州産業界の巻き返しによる競争の激化から、海外子会社の設備投資など資金需要が増大していること。

以上を一言に要約すれば、最近の米国資本の進出は、欧州市場における拠点確保が一段落したのち、海外子会社の業績好調を背景に地盤拡張に乗り出したものといえよう。米国製造業の設備投資総額中、2割以上が海外向けであることからみても、最近の米国資本の対欧進出が一時的なものではなく、確固たる経営方針に基づいた行動であることがわかる。

#### 米国資本の進出に対する西欧諸国の反応

このような米国資本の進出に対する西欧諸国の反応をみると、外資に対して排斥的な立場をとる国(フランス)と、歓迎的な立場をとる国(フランス以外の国)とに大別することができる。

まず、歓迎の立場をとる西ドイツ、ベネルクス3国、イタリア、英国などの諸国では、従来から資本の国際性を認識し、外国資本というだけの理由で差別を行なうことは不合理であるとの建前を維持してきた。このような立場は、いわば外資のメリットを積極的に認めようとする立場であり、そのメリットとしては主として次の諸点をあげることができる。

- (1) 長期投資の形態による安定的な外資流入は既存の国内技術の活用を促進し、かつ国際収支上もプラスであること。
- (2) 新鋭技術の導入により、国内技術の開発を刺激し、国際競争力強化に資すること。
- (3) 近代的経営方式の紹介により、国内企業の経営合理化意欲を刺激すること。
- (4) 競争の活発化を通じて、資源の最適配分と産業の効率性を増進すること。
- (5) 後進地域への投資を誘導することにより地域開発を促進し、雇用機会の地域格差を是正すること。
- (6) 進出企業の輸出によって貿易収支の改善に資

すること。

一方、1965年ごろまでのフランスは、外資とくに米国資本に対しどちらかといえば排斥的な立場をとっていた。すなわち、デメリットの重視である。外資進出のデメリットは上に掲げたメリットとうらはらの関係にあることが多いが、かつてのフランスの主張からデメリットの幾つかを採り上げてみると次のようになる。

- (1) 米国資本はもっぱら重要成長産業に集中し、しかも経営権の完全支配を通じて一国経済の支柱を掌握しようとする傾向があること。
- (2) 米系企業のドラスティックな経営方針は、原料の買いたたきや業績不振工場の閉鎖、人員整理等の抜打的な実施により社会問題を引き起こすおそれがあること。
- (3) 米系企業の経営戦略が、政府の経済計画の遂行と時として対立する場合があること。

このように類型化された二つの立場は、最近それぞれに変化を示している。その最も端的な事例は、フランスの態度が軟化してきていることである。63年にシムカ社がクライスラー社に買収され、更に64年マシン・ブル社がGE社に買収された当時は、ドゴール大統領の態度硬化によって米国資本を敵視する風潮さえみられた。しかし、フィリップス・ペトロリアム社の欧州進出<sup>(註)</sup>が契機となって、フランスが外資を排斥してもそれが近隣諸国に進出すれば、結果はフランスにとっていっそう不利となることが認識され、米国資本進出のメリットを改めて見直す傾向をもたらした。

(注) 米・フィリップス社(石油化学)はフランス・ボルドー地方への進出を申請したが、当時の風潮を反映して、その申請はフランス政府当局によって1年半あまりも棚上げにされていた。結局は認可がおりたが、フィリップス社はこの間ボルドーに見切りをつけベルギーのアントワープに進出、そこからフランスに向けて製品を輸出することとなった。

66年の内閣改造によってドブレ蔵相が登場すると、米国資本の進出に対し、研究開発や地域開発に役立つ外資は歓迎するとの積極的な姿勢が打ち出され、個々の案件の審査もかなり迅速化するよ

うになったと伝えられている。

これとは対照的に英国、西ドイツなどでは最近米国資本に対して若干警戒的になりつつある。英国では本年初頭のクライスラー社によるルーツ社の買収によって、4大自動車メーカーのうち英国資本による企業はBMC社のみとなったことが米国資本に対して危惧の念をいだかせることになったといわれる。西ドイツにおいても、昨年、唯一の大手民族資本系石油会社であったDEA(ドイツ石油)がテキサコ社(米国)に買収されるに至って、ひとしきり米国資本の脅威が取りざたされた。こうした大規模な買収事件を契機に、米国資本の仕振りに対する非難が表だってきているのが、これら諸国における最近の特徴といえる。そうした非難の幾つかを列記してみよう。

- (1) 一昨年後半から昨年秋口まで西欧諸国の資本市場は米系企業の起債ラッシュによって極度にひっ迫し、高金利の一因となったこと。
- (2) 研究開発の分野でも、米系企業は末端の技術開発については子会社で行なうが、中核的な技術開発は本国で行なう傾向があり、進出先国の技術水準向上に貢献していないこと。
- (3) 輸出に対する関心が一般に薄く、国内市場占拠欲が強すぎること。
- (4) 合併形式にあきたらず、経営権の完全支配をねらい、また優秀な関連中小企業にまで触手を伸ばして産業界を混乱させること。

以上のように、かつての歓迎、排斥という対立した立場がともに歩み寄ってきたという状態が、米国資本に対する西欧諸国の最近のいわば集約的な態度といえよう。とくに、フランスの例にみられるように、「一国だけで外資を排斥しても、一方で域内貿易の自由化が進展している以上実効はない」という認識が一般化しつつあることは注目に値する。

かくして西欧諸国は、米国資本のメリットを認めたとはいえず、これまでに明らかとなった諸デメリットをなんらかのかたちで是正しようという方向に進んでいる。具体的には、研究開発の分野での

果実の均霑、輸出努力、国民感情への配慮などが資本進出を認める際の条件ないし国内的な規制の主要な眼目となっており、更に、このような動きと併行して、国内の産業体制の整備強化に努力を傾注しているのが今日の西欧諸国の姿といえよう。

#### 米国資本進出に対する諸対応策

64年以来、西欧諸国ではE E Cの発展を背景として、国際競争力を強化するために企業合同の動きが活発化してきた。とくに最近では、大型企業の合併や提携によって業界の再編成を図ろうとする傾向が強まっており、これによって米国の巨大企業に匹敵する欧州の規模ないし世界的規模の企業を組織しようとする方向に向かいつつある。E E Cの側でも、すでに1965年12月、E E C委員会が企業合同に関する覚書を発表し、これに対して弾力的な態度で臨むことを明らかにした。そして、国境を越えた合併例がまだまだわずかにすぎないため、この種の合併促進を主目的とする「欧州会社」の構想が打ち出され、その実現のために各国の税制や会社法の統一化が検討されている。これと同時に欧州資本市場の育成、強化についても努力が重ねられており、すでに欧州統一資本市場に関する研究成果が発表されている。

金融界においても合併・提携の動きは活発であり、とくに最近ではフランスの事例が目立っている。こうした動きを助長した要因としては、第1に、産業界の再編成の動きに即応しようとする意図を指摘できる。企業規模の拡大や投資単位の大規模化に対処して、投資資金の円滑な供給など金融面からの支援体制をも整備しようというものである。第2に、ユーロ・マネー市場の拡大に象徴される国際取引のウエイト増大に対処して、金融機能拡充の必要性が生じている点をあげることができる。第3は、米系銀行の進出に対する欧州系銀行の対抗策である。米国の企業進出に伴って、米市銀も積極的に欧州進出を図っており、支店の設置や業務提携のほか、国際取引のダミーを通ずるなどして欧州の中規模銀行への資本参加を活発に

行なっている。このため西欧側の銀行にも株式の相互持ち合いなどによってこれに対処する動きが生じているわけである。この点、欧州の5銀行とBank of Americaとによって設立されることとなった「欧州金融会社」(La Société Financière Européenne) (「要録」参照)は、米市銀の進出に対抗する欧州側の銀行と、欧州進出の足掛かりを求める米市銀との利害を中和させる試みとして注目しに値する事例といえよう。

こうした産業界ないし金融界の動きのほかに、外資に対する直接的な規制あるいは政府の積極的な介入にも触れる必要があろう。

欧州の主要先進国は、周知のとおり、OECD資本取引自由化コードの直接投資および上場証券の非居住者による売買について留保を付していない。また、これらの項目は自由化コードのA表項目であるから、今後新たに留保を行なうこともできない。つまり、これらの国は、為替管理によって米国資本の流入を規制することが形式的にはできない立場にある。この点、先に行なわれたフランスの為替管理法改正はやや異例な措置といえる。すなわち、改正にあたって直接投資の概念を拡張し、居住者たる米系子会社の投資活動をも事前申告の対象としたり、市場経由の証券取得に制限(20%を越えた場合は直接投資とみなして事前申告の対象とする)を設けたりした点である。このような点は直接投資に対する規制の強化であり、OECDその他の場で問題とされる可能性もなしとしない性格のものといえよう。

実質的な規制の例として最近注目されたのは英国の産業再編成公社(IRC)の活用である。産業再編成公社は、国際競争力の強化を目的とする産業再編成を助長するための低利融資を行なう機関として設立されたものであり、イタリアのIRI(産業復興会社)、ENI(炭化水素公社)と同じく米国資本対策と直接の関係はない。しかし、クライスラー社のルーツ社買収に際して、英国政府はこの機関を活用し、買収の条件として次の4点を承認させ、これによって国民感情の爆発を防いだ

のである。すなわち、①産業再編成公社がルーツ社の株式3百万ポンド(15%)を取得し、役員1名を派遣する。②ルーツ社の役員の過半数は英国人とする。③ルーツ社は英国内とくにスコットランドにおける工場拡張計画を確実に実施する。④ルーツ社は輸出増強に努め、当面全生産に対する輸出比率を現行の30%から40%にまで引き上げるよう努力する。

以上の4条件は、米国資本の進出を規制する場合の方向を端的に示す好例といえよう。つまり、上記条件の①および③は国民感情に対する配慮であり、②は地域開発の助長、そして④は輸出増強である。

最後に、市中銀行に対する非居住者の資本参加に対し、なんらかの規制が行なわれているかどうかについて付言しておく。

まず、銀行に対する非居住者の資本参加を、わが国のように他の一般の直接投資と区別して特別の規制を行なっている国は、少なくとも主要先進国のなかには見当たらない。したがって、これらの諸国においては、銀行に対する資本参加といえども、通常の直接投資としての事前申告ないし許可申請以外に、為替管理法上特別の規制は受けないことになる。ただし、銀行業という特殊な性格から、国内法による規制が存在することは事実である。すなわち、居住者、非居住者の区別なく銀行の新設や支店の開設などについては、監督官庁の認許可を要する建前となっており、また、外国人による銀行株式の取得制限(オーストリア、スウェーデン)や役員を自国人に限定する規定(デンマーク)などの例もある。なお、株式の取得制限については、現在規制のないカナダにおいてもこれに25%の保有限度を設ける銀行法改正案が審議されている。

## む す び

以上、米国資本の欧州進出に対する西欧諸国の反応を中心に概観してきたが、今後資本自由化を控えるわが国としては西欧諸国の米資対応策に最も関心が集まるところであろう。西欧諸国にお

ける種々の事例を蒐集し分析して万全の対策を整えることは、わが国にとりもとより不可欠の要請である。しかしながら、そうした事例がすべて直接的に米国資本の進出に対処するためにのみ採られたものではないこともまた銘記しておく必要がある。むしろ西欧の場合には、国際競争力の強化、企業の合理化こそが主目的であって、その競争相手が欧州の企業か米国企業かは副次的な問題だともいえる。

また、産業基盤や社会環境、風俗習慣の相違といった点も、常識ではあるが見過してはならない点である。たとえば、持ち株会社の例ひとつをとってみても、欧州の持ち株会社が産業再編成の過程のなかで果たした役割を、ただその結果だけから評価するのはかなり危険を伴うことといえる。欧州の持ち株会社が有効に機能しているとしても、それは、独禁法上の規制の相違は別として、財閥が産業、金融の各分野に隠然たる勢力を持ち、しかもそれらの財閥が相互に密接な連係を保っているという、今日のわが国にはみられない経済構造を前提としてのことだからである。

いずれにせよ、こうした彼我の経済環境の相違をふまえたうえで西欧諸国の実情を参酌し、米国資本の進出がもたらすデメリット対策を地道に整えていくことが今後の課題といえよう。

## エコフェ 第23回総会について

エコフェ(国連アジア極東経済委員会)第23回総会は、4月3日から17日まで約2週間にわたり、東京において開催された(1955年の第11回、1962年の第18回総会に次いで3度目)。

今回の総会は、エコフェ創立20周年にあたっていううえ、明年2月に第2回国連貿易開発会議(UNCTAD)の開催を控えていることもあって、終始活発な討議が行なわれ、画期的ともいえるべき「東京宣言」をはじめ、これまでになく多くのかつ実質的な決議が採択された。今回、域内国

24か国、域外国5か国のほか国際機関などの代表をまじえ、先進国と低開発国が、相互理解と協調の精神にのっとりて域内経済開発をめぐる討議であった成果は、エコフェ地域の今後の発展にかなりの好影響を与えるものとみられる。しかしながら、同時に貿易問題などをめぐって先進国と低開発国の対立が表面化するなど、多くの問題が課題として残されることとなった。

本総会の特色ならびに主要討議内容を取りまとめると次のとおりである。

### 行動的色彩の濃化

これまでにおけるエコフェの活動は、メコン河の開発、アジア・ハイウエーの建設、アジア開発銀行の設立など具体的な成果をあげてはいるものの、調査・研究、勧告活動のウェイトが高く、従来の総会も、どちらかといえば、単なる報告と検討に終始していた。しかしながら、本総会ではいわばアジアの「経済議会」としての実質的討議が活発に行なわれ、「考えるエコフェ」から「行動し決定するエコフェ」へと脱皮する姿勢が打ち出された。

すなわち、本総会では、アジア開発銀行の発足、工業開発理事会の開催が高く評価され、今後の活動に大きな期待が寄せられたのをはじめ、今回新たに、①アジア統計研修所(Asian Statistical Institute——東京に設置)、②アジア標準諮問委員会(Asian Standards Advisory Committee)、③アジア人口会議(Asian Population Conference——1969年までに第1回会議を開催)、④ココナツ研究所(Coconut Research Institute——フィリピンに設置)のそれぞれ設置が決定された。このように、具体的、かつキメ細かい討議、決定がなされ、これに伴って従来になく多種多様な決議(16決議、ちなみに前回は10、前々回は8)が採択されたことは、エコフェの大きな進歩といえる。

これに関連して、本総会では、事務局から、今後経済開発を促進するには、開発計画の立案もさることながら、これをいかに具体化していくかに注力する必要がある旨が強調されたこと、ならび